

福井県介護人材確保・職場環境改善等支援事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1条 福井県介護人材確保・職場環境改善等支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、「令和6年度介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）実施要綱」（令和7年2月7日老発0207第3号厚生労働省老健局長通知）、「福井県財務規則」（以下、「財規」という。）、「福井県補助金等交付規則」（以下、「規則」という。）および「長寿福祉課所管補助金交付要綱」（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、介護職員等の足元の人材確保の課題に対応する観点から、介護事業所等に対して、人件費（一時金等）や職場環境の改善にかかる経費等を支援し、介護現場における生産性の向上や更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤構築を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「介護事業所等」とは、別紙1表1に定める事業所・施設をいう。
- (2) 「介護事業者等」とは、介護事業所等を運営する法人等をいう。
- (3) 「介護報酬」とは、介護事業所等に対してサービス提供の対価として支払われる報酬をいう。
- (4) 「介護職員等」とは、介護事業所等に勤務する介護職員とその他の職員（介護職員以外の職員）をいう。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象期間中の介護事業所等に対する補助額は、以下の式により決定することとする。なお、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{補助額} = \text{基準月の一月当たりの介護総報酬} \times \text{サービス類型別交付率（別紙1表1）}$$

※一月当たりの介護総報酬は、一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

※サービス類型別交付率（別紙1表1）は、標準的な職員配置の事業所で、常勤の介護職員一人当たり5万4千円相当の補助を実施するために必要な割合をいう。

(補助対象となる介護事業者等)

第5条 補助対象となる介護事業者等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 運営する介護事業所等が福井県内の所在であること。(福井県内に所在する介護事業所等について申請が可能)
- (2) 本事業の対象となる介護事業所等は、別紙1表1に掲げるサービスタイプの介護サービス事業所等であって、基準月において、処遇改善加算(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、ⅢまたはⅣに限る。)を算定しており、かつ(3)を満たすものとする。

基準月は、原則として、令和6年12月とする。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各介護事業所等の判断により、令和7年1月、2月または3月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

また、基準月において処遇改善加算(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、ⅢまたはⅣに限る。)を取得していない場合であっても、令和7年4月15日までに令和7年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。

介護人材確保・職場環境改善等事業計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、介護職員が配置されていない、別紙1表2に掲げる訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売並びに居宅介護支援および介護予防支援については、本事業の対象外とする。

さらに、介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス(市町村(特別区を含む。)が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス)に加え、サービスA(市町村が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス)のうち、市町村において処遇改善加算(処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、ⅢまたはⅣに限る。)に相当する加算が設けられている場合においても、当該加算を算定している場合に限り、本事業の対象とする。

- (3) 職場環境改善等に向けて、以下のア～ウのいずれかの取組の実施を計画または既に実施していること
 - ア 介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - イ 業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げまたは外部の研修会の活動等)
 - ウ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(補助対象経費)

第6条 補助金の補助対象経費は、下記の(1)および(2)とする。

- (1) 職場環境改善経費

介護事業者等は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費および職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー導入・協働化等支援事業の対象経費に充当することはできない。

なお、職場環境改善経費について、消費税および地方消費税を補助対象経費から除くこととする。

(2) 人件費

介護事業者等は、補助額に相当する介護職員等（介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている介護事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給または毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各介護事業者等の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。介護事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

介護事業者等は、当該事業所における人件費改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る人件費改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る人件費改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下、補助事業者という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）を県が指定する期限までに介護人材確保・職場環境改善等事業計画書（以下、計画書という。）（様式第2号※基本情報入力シート、別紙様式2-3および別紙様式2-4）および必要書類（「県税の納税状況の確認について」および「税務署が発行する納税証明書（未納の税額がないことの証明）」を添えて知事に提出しなければならない。なお、計画書には、次のアからイまでに掲げる事項について、記載すること。

ア 職場環境改善等に向けた取組

第5条（3）のアからウに掲げる取組をいう。

イ 補助金の充当経費

当該事業による補助額により、第6条（1）の職場環境改善経費への充当または第6条（2）人件費の改善を行う方法をいう。

2 補助事業者は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料および以下の書類を2年間保管し、知事から求めがあった場

合には速やかに提示しなければならない。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）

イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（補助金の交付決定条件）

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに県の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに県の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに県に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定後に補助事業内容等を変更する場合には、補助金交付変更申請書（様式第3号）を県が指定する期限までに関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、事業目的や成果等の変更がない軽微な変更（経費の配分の変更含む）および事業目的や成果等の変更がない補助金交付決定額の減額（減額する金額の大小は関わらない）の場合は、この限りではない。

（交付決定の取り消し）

第10条 知事は、補助事業者またはその役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。なお、複数の介護事業所等を有し、一括して計画書を作成している場合、当該介護事業所等の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施することとする。

- （1）補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱および要領に記載の要件を満たさない場合
- （2）交付決定の条件に反した場合
- （3）虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合
- （4）労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令の違反により罰金刑以上の刑に処せられた場合
- （5）第15条の規定による知事の指示に従わなかったときまたは検査を拒み、忌避し、

若しくは妨げたとき

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(変更の届出)

第11条 補助事業者は、計画書に変更（次の各号のいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に対し、変更に係る届出書（様式第4号）により、変更の届出を行わなければならない。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合

※当該事実発生までの賃金改善の実績および承継後の賃金改善に関する内容が分かる資料を添付すること

※変更後の様式第2号（別紙様式2-3）を添付すること

(2) 複数の介護事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る介護事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合

※変更後の様式第2号（別紙様式2-3および別紙様式2-4）を添付すること

(3) 就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

※当該改訂の概要が分かる資料を添付すること

(補助金の実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助金完了実績報告書（様式第5号）を県が定める期限までに介護人材確保・職場環境改善等事業実績報告書等（以下、実績報告書という。）（様式第6号※基本情報入力シート、別紙様式3-1および別紙様式3-2）を添えて知事に提出し、2年間保存しなければならない。実績報告書には、次のアからオまでに掲げる事項について、記載すること。なお、イおよびウの合計の金額は、アの金額以上となるようにすること。

ア 補助金の総額

イ 人件費改善所要額

ウ 職場環境改善の所要額

研修費、介護助手等の募集経費、その他の金額ごとに、職場環境改善の所要額について記載すること。その他の金額に記入がある場合には、使用用途について、具体的に記載を行うこと。

(補助金の交付)

第13条 補助金の交付は、介護事業者等の単位で行うものとする。

2 知事は特に必要と認める場合は、概算払にて補助金を交付するものとする。

3 補助事業者は、交付先の口座情報を債権債務者申請書（様式第7号）にて届けなければならない。

4 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書（様式第8号）を、知事に提出しなければならない。

(過誤調整等)

第14条 知事は、補助金を交付した後、補助金の額に過誤等が生じた場合には、既に支給した補助金の一部若しくは全部の返還を命じ、または、追加交付を行うものとする。

(指示および検査)

第15条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めることができる。

附則 この要綱は、令和7年3月14日から施行する。

別紙 1

表 1 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）対象サービス

サービス区分	交付率
訪問介護	10.5%
夜間対応型訪問介護	10.5%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10.5%
（介護予防）訪問入浴介護	6.3%
通所介護	6.4%
地域密着型通所介護	6.4%
（介護予防）通所リハビリテーション	5.5%
（介護予防）特定施設入居者生活介護	7.4%
地域密着型特定施設入居者生活介護	7.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	13.2%
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	8.4%
看護小規模多機能型居宅介護	8.4%
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.3%
介護福祉施設サービス	8.3%
地域密着型介護老人福祉施設	8.3%
（介護予防）短期入所生活介護	8.3%
介護保健施設サービス	4.3%
（介護予防）短期入所療養介護（老健）	4.3%
介護医療院サービス	2.7%
（介護予防）短期入所療養介護（病院等・医療院）	2.7%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、訪問型は訪問介護と、通所型は通所介護と同じとする。短期利用型サービスも含む。

表 2 介護保険事業費補助金（介護人材確保・職場環境改善等事業）非対象サービス

サービス区分	交付率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%